

友愛福祉会評議員・役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛福祉会（以下「法人」という。）の評議員、役員、評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員（以下「評議員・役員等」という。）の報酬及び費用弁償について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 評議員・役員等報酬
- (2) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員・役員等報酬)

第4条 評議員が、理事会の招集に応じ評議員会に出席した時は、その出席1日につき5千円を支給できる。

- 2 役員が理事長の招集に応じ理事会及びその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出席した時は、その出席1日につき5千円を支給できる。
- 3 監事が定款第18条に基づき監査を行った時は、その出席1日につき1万円を支給する。
- 4 評議員選任・解任委員会が理事会の招集に応じ評議員選任・解任委員会に出席した時は、その出席1日につき5千円を支給できる。
- 5 苦情処理第三者委員が苦情解決責任者の招集に応じ、苦情処理解決委員会に参加した時は、その出席1日につき5千円を支給できる。
- 6 同条2項及び3項の理事及び監事に対する各年度の報酬の総額は30万円を超えない範囲で同規程の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

(評議員・役員等報酬の支払)

第5条 評議員・役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第6条 評議員・役員等が第4条に定める職務以外の為に出張する時は、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 費用弁償は、友愛保育園旅費支給規程により支給する。

附則

- 1 この規程は 2005 年 1 月 24 日制定施行する。
- 2 この規程は 2006 年 11 月 13 日に改定・施行。
- 3 この規程は 2016 年 12 月 3 日に改定し 2017 年 4 月 1 日より施行。
但し、第 4 条 4 項については 2016 年 12 月 3 日より施行する。
- 4 この規程は 2017 年 6 月 日に施行。